

鳥取県教育委員会任期付職員（育児休業職員の代替職員）募集案内

◆鳥取県教育委員会事務局教育総務課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第2庁舎5階

電 話 (0857) 26-7578

インターネット <http://www.pref.tottori.jp/kyouikuninkitsuki>

育児休業を取得する職員の代替職員として勤務する職員（育児休業任期付職員）を募集します。

○申込者は「育児休業任期付職員登録簿」に登録され、育児休業を取得する職員があった場合に、希望する勤務地を考慮した上で面接試験を実施し、成績上位者から順に採用されます。

（資格免許職については資格・免許等（取得見込みを含む）が確認できた後に、また、資格免許職以外については登録試験に合格した後に登録されます。）

○登録期間は、登録日から3年間です。

○職員の育児休業取得にあわせて採用しますが、職員の育児休業の取得状況によっては、育児休業任期付職員登録簿に登録されても採用されない場合があります。

○任期は概ね6ヶ月以上3年未満で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

○育児休業任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、正規の職員と同様の扱いとなります。

資格免許職	司書
受付期間	随時受付（申込みは郵送に限ります。）

資格免許職以外	【現在募集している職種はありません。】
受付期間	

1 育児休業任期付職員について

育児休業任期付職員とは、鳥取県教育委員会事務局や学校等で、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。

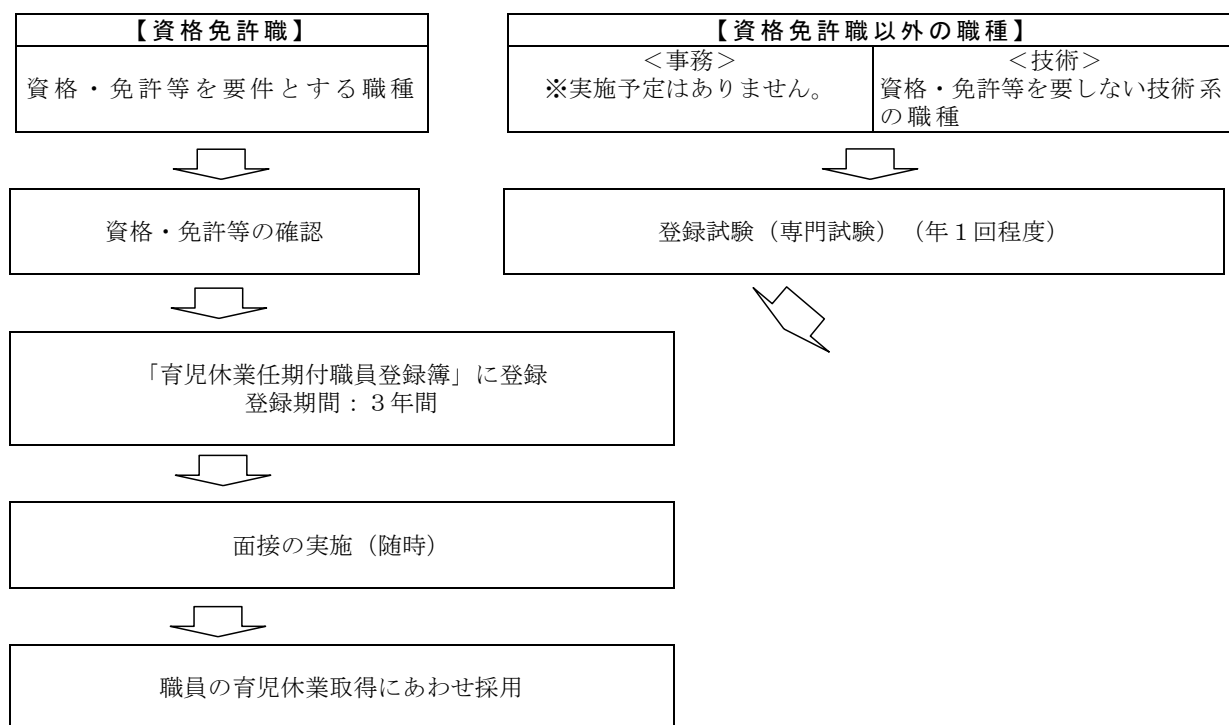
資格免許職の場合、職種に応じた資格・免許（取得見込みを含む）等を有していれば、随時、「育児休業任期付職員登録簿」に登録されます。

また、その他の職種については、登録試験を受験していただき、合格された場合に登録されます。

「育児休業任期付職員登録簿」に登録された後、育児休業を取得する職員があった場合に、希望勤務地等を考慮した上で、面接試験を実施し、合格者を育児休業任期付職員として正式に採用します（ただし、資格・免許取得見込者は、その取得が確認されない限り採用しません）。

なお、登録されても、育児休業を取得する職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

<<参考>>採用までの流れ



- ※ 採用された方の任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間（6ヶ月～3年）となります。
 なお、職員が育児休業期間を延長した場合は、育児休業任期付職員の任用期間も延長することがあります。
 また、育児休業を取得する職員が育児休業取得前に産前・産後休暇を取得する場合、その期間を臨時的任用職員として採用することがあります。

2 募集職種・主な業務内容・主な配属先

職 種		主な業務内容	主な配属先
資格免許職	司 書	県立図書館や県立高等学校等において司書の業務に従事する	県立図書館、県立高等学校

3 登録資格

- (1) 年齢制限はありません。
 (2) 資格・免許等の要件は次のとおりです。

職 種		必要な資格・免許等
資格免許職	司 書	図書館法第5条第1項に規定する司書の資格を有する者

- (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人に限り登録できます。
 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務及び公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。
- (4) 地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）は登録できません。
- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を

結成し、又はこれに加入した者

④ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

（5）育児休業任期付職員の面接試験（参照：6. 面接試験の実施等）の結果、「育児休業任期付職員登録簿」から取り消され、その日から2年を経過しない者

4 申込み手続き

必要事項を記入した**申込書**と、**登録要件となる資格・免許**（取得見込みを含む）等の写しを同封して、**郵送により申し込んでください**。

また、**申込みの封筒の表に「育児休業任期付職員登録申込書在中」と朱書きし、特定記録郵便で郵送してください**。

【申 込 先】鳥取県教育委員会事務局教育総務課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 番地 鳥取県庁第2庁舎5階

電話：0857-26-7578

【受付期間】随時受付

5 登録後採用されるまで

資格免許職を希望する方は資格・免許（取得見込みを含む）等を有していることが確認された後に、「育児休業任期付職員登録簿」に登録され（登録された旨の通知をします。）、希望勤務地等を考慮の上、面接試験を実施した上で、成績上位者から順に採用されます（ただし、資格・免許取得見込者は、その取得が確認されない限り採用されません）。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、「育児休業任期付職員登録簿」に登録されても採用されない場合があります。

また、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、こどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

本試験合格後、採用手続等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認し、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、採用されない場合があります。

「育児休業任期付職員登録簿」の有効期間は、**登録日から3年間**です。この期間内であれば、一度、育児休業任期付職員として採用された方でも、「育児休業任期付職員登録簿」に引き続き登録されていますので、面接試験に合格すれば、育児休業任期付職員として再度採用されることがあります。

6 面接試験の実施等

（1）面接試験の実施

面接試験の案内は、「育児休業任期付職員登録簿」に登録されている方に対して別途通知します。

（2）試験内容

試験種目	配 点	内 容
面接試験	100点	人物、専門的知識についての口述試験

（3）合格者の決定方法

合格者は、得点の高い順に決定します。

ただし、得点が配点の2割5分未満の場合は不合格とし、「育児休業任期付職員登録簿」の登録を取り消します。

（4）合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。なお、発表日については、面接試験の案内の際に併せて通知します。

7 任用期間等

(1) 任用期間

任用期間は、概ね6ヶ月以上3年未満で職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

なお、職員の育児休業期間の延長があった場合は、任用期間が更新される場合があります。

(2) 臨時的任用職員としての採用

育児休業任期付職員として採用される前に、当該職員の産前・産後休暇期間中に臨時的任用職員として採用される場合があります。

8 勤務条件

育児休業任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については任用期間の定めのない職員と同様の扱いとなります。

採用時の給料月額、令和2年1月1日現在においては次のとおりで、一定の職歴等がある方は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。なお、任用期間中の昇給はありません。

区 分	司 書
給料月額	166,200円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。なお、給与改定があった場合は、それによります。

9 個人情報の取扱い

募集に関して収集した個人情報については、採用手続きに関すること以外には利用しません。

10 試験結果の開示

面接試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示内容等は次のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人 又は代理人	面接試験の得点及び 順位	合格発表の日から1ヶ月	鳥取県教育委員会事務局 教育総務課 (県庁第2庁舎5階)

開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。

なお、開示手続きの詳細については、鳥取県教育委員会事務局教育総務課（電話0857-26-7578）までお問い合わせください。

11 その他

育児休業任期付職員は、原則として任用期間中人事異動は行われませんが、職員の育児休業取得期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。

また、育児休業任期付職員への採用は、鳥取県職員（任期の定めのない）の採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。